

長野労働局発表（28-42）
平成 28 年 10 月 5 日

| | |
|--------|---------------------|
| 担 当 | 長野労働局雇用環境・均等室 |
| | 雇用環境改善・均等推進監理官 森 孝行 |
| | 室長補佐 小林 みや子 |
| | 助成金係長 吉田 佳奈代 |
| | 電話 026-223-0560 |

毎年 10 月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です ～従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度への加入を促進します～

厚生労働省は、毎年 10 月に独立行政法人 勤労者退職金共済機構が実施している中小企業退職金共済制度^{※1}の「加入促進強化月間」において、この制度への加入促進活動や履行確保活動の後援者として、関係機関を通じてさまざまな活動に取り組みます。

中小企業退職金共済制度とは、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです（運営は独立行政法人勤労者退職金共済機構）。

長野労働局では、今回の「加入促進強化月間」において、雇用環境・均等室、管内の労働基準監督署、公共職業安定所において各種説明会などの場を活用した制度説明の実施、パンフレットの配布等を行います。（全国的な取組については「加入促進強化月間」実施要綱^{※2}を参照ください）

また、この制度の説明を希望される中小企業事業主の方に対しては、独立行政法人勤労者退職金共済機構が各都道府県に配置している普及推進員等が説明に伺うこともできます。

（参考）独立行政法人 勤労者退職金共済機構について

<https://www.taisyokukin.go.jp/index.html>

中小企業退職金共済制度について

<https://www.taisyokukin.go.jp/seido/seido01.html>

※1 中小企業退職金共済制度とは

独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです。また、一般の中小企業を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度（略称「中退共」）」と、期間雇用従業者を対象とした「特定業種退職金共済制度（建設業退職金共済制度（略称「建退共」）、清酒製造業退職金共済制度（略称「清退共」）、林業退職金共済制度（略称「林退共」）」とがあります。（詳細は添付資料を参照ください。）

※2 「加入促進強化月間」実施要綱

1. 実施期間

平成28年10月1日（土）から10月31日（月）までの1か月間

2. 主な内容

(1) ポスター・パンフレットの配布

勤労者退職金共済機構が作成した中退共、建退共、清退共、林退共の各制度のポスターについては、市役所や駅、ハローワークなどの公共の場所に掲示を依頼し、パンフレットについては関係機関や事業主団体を通じて事業主などへ配布します。（ポスターは別添のものを参照ください。）

(2) マスメディアなどを通じた広報の強化

テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアや地方公共団体・関係団体などの発行する広報紙（誌）による広報を強化します。

(3) 事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請

事業主団体や関係団体などに対し、各制度の周知・啓発などへの協力を要請します。

(4) 未加入企業を対象とした制度説明会を開催します。（中退共）

(5) 建退共に加入していることを示す「建退共現場標識」の掲示を要請します。（建退共）